

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和元年11月15日

金 曜 日

第 4567 号

目 次

公安委員会規則

○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

告 示

○土地改良区の定款変更の認可

規 則

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年11月15日

富山県公安委員会委員長 野田 八嗣

富山県公安委員会規則第7号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 緊急を要する道路維持作業に使用中の道路維持作業用自動車

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

富山県告示第475号

土地改良区の定款変更の認可について

愛本新用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭

和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、令和元年11月6日認可した。

令和元年11月15日

富山県知事 石 井 隆 一